

「さぬき子どもの国」に寄せて



井原 健雄

(香川大学名誉教授)

Takeo
Ihara

このほど、3歳になる孫娘が、現在、奈良に住むその両親とともに、久方ぶりに四国の高松を訪ねてきてくれたので、その機会を利用して、近くで皆の楽しめる処へ行こうではないか、ということになった。そこで、孫娘とその両親と祖母からなるわが家族全員からの希望を話して貰ったところ、最も強い決定権を備えている孫娘の意向に沿って、「さぬき子どもの国」へ行くことになった。もとより、その当事者である孫娘が、「さぬき子どもの国」という、その行き先を明確に話したのではなく、「(自分が)遊べる処」とか「キッズランド」とか、やや漠然とその希望を伝えてくれたことを受けて、それなら高松空港の南側にある「さぬき子どもの国」へ行こうということに決まったわけである。とはいえ、そのことが、当方にとっては、非常に恵まれた幸運な機会を与えてくれることになった。なぜなら、普段であれば、そのような処へは決して主体的に行こうという考えすらも思い浮かばないようなことだったからである。

そこで、いまや後期高齢者の当方が、久方ぶりに童心に帰って、晴れて暖かな冬の昼下がりに、高松市の中央部から南へ15キロメートル、高松空港の南側に隣接している「さぬき子どもの国」を実際に訪れてみた。すると、これまでは高松空港の利用時に、巨大な「さぬき」の石文字をただ遠望していた当方にとって、外から漠然と思っていたことと、実際にそのなかに入って現場で様々な体験をしたこととの間には、非常に大きな違いがあることに気が付いた。本稿では、かかる事項のなかでも、とくに当方の脳裏に強く刻み込まれた諸点について指摘しておくことにしよう。

その第1点は、実際に行ってみて分かったことであるが、「さぬき子どもの国」は、東西方向に約2,500メートル、南北方向に約100メートルの細長い敷地形状をしており、しかも高松空港に隣接するその広大な敷地面積は約25ヘクタールにも達し、非常に素晴らしい環境と景観に恵まれた場所に立地しているということ。

また、その第2点として、この「さぬき子どもの国」では、多くの児童や青少年が、心身ともに健やかに、しかも情操豊かに育つことを目指して、極めて多種多様な支援を行うべく、創意工夫に裏付けられた様々な体験型の遊び場を設置することにより、当該敷地内では、核エリアを

挟んで、東ウイングと西ウイングの両エリアによって構成される効果的な土地利用の構造となっていること。

さらに、その第3点として、「さぬき子どもの国」への実際の入場者の人達に注目してみると、決して児童や青少年に限定されることなく、さらに、その保護者の方々や、あるいはまた、当方を含むような高齢者の人達も、それぞれ思い思いのスタイルで数多く入場されており、しかも、それぞれの嗜好に合わせて思う存分楽しんでおられるように窺われたこと。

その具体として、当方は、いまなお愛着のある「YS-11型」の航空機のある東ウイングのエリアを(実は、機内に入りたかったのだが、それが叶わないので)横目に一瞥しただけで素通りして、一周約2,500メートルもあるサイクル・ルート(サイクル車を使うことなく、徒歩での散策により)心行くまで楽しんだ。一方、わが孫娘は、その両親とともに、もっぱら西ウイングのエリア内に設置している5基の大型運動遊具をあれこれと使いながら、自らの力量を試していたことであった。(ちなみに、両親からのコメントによれば、広大なスペース内での遊具の多様性に加えて、それがフリーで使えることが、他所では見られない最大の魅力の源泉である、とのことであった。)

そこで、最後に、「さぬき子どもの国」に寄せる当方の所見を付しておきたい。それは、「さぬき子どもの国」を訪れるその対象者が、決して狭義の「子ども」たちに留まることなく、心身ともに健やかな育ち方をしている「子ども」たちの行動を介して、さらに広い年代層をも包摂するものである、ということでもある。この点について、イギリスの詩人・ワーズワースは、「自然の慈悲」を大切にされ、「子供は、大人の父である」と吟じておられるが、未来を担う「子ども」たちの伸び伸びとした健やかな生き方を直視することにより、多くの世代の「おとな」たちが、真摯にかつ謙虚に学ぶことができる。その意味でも、普段から主体的にそこを訪れたいような創意と工夫が継続して試みられることを強く望むものである。「さぬき子どもの国」は、全世代交流の場ともいえ、狭義の「子ども」の施設に留まらず、広く県民の施設として大切にしたいと思うところである。

新規加入組合の紹介

新たに下記の組合が本会に加入しましたのでご紹介します

西日本国際協同組合	
代表理事	林 京子
主な事業	●組合員の取り扱う針、糸、 包装資材及び事務用品等の共同購買 ●教育情報提供事業 ●福利厚生に関する事業
地区	徳島県及び香川県
事務所所在地	さぬき市鴨部4642番地1
組合員たる資格	成人女子・少女服製造業
所管行政庁	四国経済産業局
組合員数	8名
出資総額	1,040,000円
設立登記日	平成25年1月31日

坂出鉄工協同組合	
代表理事	田中 賢治
主な事業	●組合員の需要する事務用品及び 作業服の共同購買 ●教育情報提供事業 ●福利厚生に関する事業
地区	坂出市、丸亀市、綾歌郡
事務所所在地	坂出市林田町525-6
組合員たる資格	伸鉄業
所管行政庁	香川県
組合員数	27名
出資総額	1,350,000円
設立登記日	昭和25年3月27日

メディカル人材育成協同組合	
代表理事	藤田 博崇
主な事業	●組合員の必要とする事務用品及び 制服の共同購買 ●教育情報提供事業 ●福利厚生に関する事業
地区	香川県高松市及び善通寺市
事務所所在地	善通寺市上吉田町四丁目4番2号
組合員たる資格	異業種
所管行政庁	香川県
組合員数	4名
出資総額	1,000,000円
設立登記日	平成25年5月1日

国際ビジネス協同組合	
代表理事	谷生 晴己
主な事業	●組合員の需要する事務用品、 現場資材及び作業服の共同購買 ●教育情報提供事業 ●福利厚生に関する事業
地区	香川県高松市、丸亀市及び三豊市
事務所所在地	綾歌郡綾川町萱原2番地63
組合員たる資格	防水工事業
所管行政庁	香川県
組合員数	4名
出資総額	1,000,000円
設立登記日	平成25年11月20日

西日本自動車共済協同組合	
代表理事	石橋 友之祐
主な事業	●自動車共済及び自賠責共済
地区	近畿、中国、四国、九州、沖縄
事務所所在地	高松市西内町4-6神原ビル2F
組合員たる資格	共済事業
所管行政庁	九州経済産業局
組合員数	254名
出資総額	294,594,000円
設立登記日	昭和48年3月15日

アジア科学技術援助協同組合	
代表理事	三宅 雄一
主な事業	●組合員の需要する事務用品及び 作業服の共同購買 ●教育情報提供事業 ●福利厚生に関する事業
地区	香川県及び徳島県
事務所所在地	高松市牟礼町牟礼3195番地4
組合員たる資格	異業種
所管行政庁	四国経済産業局、中四国農政局、 四国地方整備局
組合員数	10名
出資総額	1,000,000円
設立登記日	平成25年11月11日

香川医師協同組合	
代表理事	溝渕 博司
主な事業	<ul style="list-style-type: none"> ●組合員の取り扱う医療器器具及び医療用消耗品等の共同購買並びに斡旋 ●組合員のためにする損害保険代理業及び生命保険募集 ●教育情報提供事業 ●福利厚生に関する事業
地区	香川県の小豆郡、東かがわ市、さぬき市、木田郡、綾歌郡、坂出市、丸亀市、仲多度郡、善通寺市、三豊市及び観音寺市並びに高松市のうち国分寺町、東山崎町、前田東町、前田西町、亀田町、小村町、十川東町、十川西町、由良町、川島本町、川島東町及び西植田町
事務所所在地	綾歌郡綾川町滝宮220番地1
組合員たる資格	病院、一般診療所
所管行政庁	香川県
組合員数	28名
出資総額	1,000,000円
設立登記日	平成25年12月24日

協同組合エス・ジャパン	
代表理事	平松 志郎
主な事業	<ul style="list-style-type: none"> ●組合員の取り扱う資材の共同購買 ●組合員のためにする損害保険、生命保険の加入の斡旋 ●教育情報提供事業 ●福利厚生に関する事業
地区	徳島県、香川県及び愛媛県
事務所所在地	観音寺市本大町900-1
組合員たる資格	異業種
所管行政庁	四国経済産業局、四国地方整備局、中四国農政局
組合員数	8名
出資総額	1,000,000円
設立登記日	平成25年12月20日

中央会だより 1

平成26年度税制改正について

平成25年12月24日、税制改正大綱が閣議決定されました。
中小企業・小規模事業者関係税制について紹介いたします。

1. 中小企業投資促進税制の拡充・延長 (法人税・所得税・法人住民税・事業税) 拡充・延長

- 中小企業の生産性向上に向けた設備投資(ソフトウェア組込型装置を含む)を**即時償却**や税額控除で支援。
- 税額控除**を利用可能な法人を拡大(従来:資本金3,000万円まで→改正:**1億円**まで)。
- 資本金3,000万円までの法人**に対して税額控除割合を上乗せ(従来:7%→改正:10%)

2. 生産性向上を促す設備等投資促進税制の創設 (法人税・所得税・法人住民税・事業税) 新設

- 先端設備導入、生産ラインやオペレーションの刷新・改善のための設備投資を、**即時償却**又は**5%税額控除**という、異次元の優遇措置で支援。
- 製造業のみならず、物流・流通サービス業をはじめとする**非製造業**も活用可能。
- 法律上の**計画認定を要しない**簡便な手続き。産業競争力強化法の施行日(平成26年1月20日)から**前倒し適用**。
⇒本税制等の措置を活用し、今後3年間で、設備投資を、リーマンショック前の年間70兆円に回復させる。

3. 中小企業者等の少額減価償却資産の取得価格の損金算入の特例の延長 (法人税・所得税・法人住民税・事業税) 延長

- 少額減価償却資産の取得価額の損金算入の特例(**少額特例**)は、取得価額30万円未満の全ての減価償却資産(建物、機械装置、器具備品、工具、ソフトウェア等)を対象に、全額即時損金算入を認める措置。**年間約43万社もの中小企業が利用**。
- 中小企業におけるパソコン、経理事務ソフトウェアなど少額減価償却資産の投資の促進等を図るため、平成25年度末とされていた**適用期限を2年間延長**。
(WindowsXPのサポート期限が切れることに伴う中小企業のパソコン、ソフトウェア等の入替えニーズにも対応)。

4. 所得拡大促進税制の見直し・拡充(法人税・所得税・法人住民税)

拡充

- 給与等の支給額を増加させた場合、増加額の10%を税額控除する制度。(法人税額10%(中小企業等は20%)を限度)
- 本税制を、企業にとってより使いやすいものとし、計画的・段階的な賃金を支援する観点から、その要件を緩和するとともに、適用期限を2年間延長する(平成29年度末まで)。

5. 復興特別法人税の1年前倒し廃止(法人税)

廃止

- 経済の好循環を早期に実現する観点から、足元の企業収益を賃金の上昇につなげていくきっかけとするため、復興特別法人税を1年前倒しで廃止する。
- 法人実効税率(国・地方を合わせた表面税率):38.01%(~平成25年度)⇒35.64%(平成26年度~:約2.4%引下げ)

6. 交際費課税の特例措置の見直し(法人税・法人住民税・事業税)

拡充・延長

- 法人が支出した交際費等(※)は租税特別措置法により損金不算入とされている。
※交際費等の範囲から一人当たり5000円以下の飲食費等は除かれる。すなわち、一人当たり5000円以下の飲食費等は損金算入できる。
- 他方で、中小法人については、大法人と比べて販売促進手段が限られており、交際費等は中小法人の事業活動に不可欠な経費であるとともに、飲食のための支出は、消費の拡大を通じた経済の活性化を図ることが可能である。
- そのため、中小法人について、
 - ① 定額控除限度額(800万円)までの交際費の損金算入
 - ② 支出した飲食費の50%を損金算入
 の選択適用を可能とする措置を2年間講ずる。(②については、大法人も利用可能)

7. 地方法人課税における偏在性是正措置(法人住民税・事業税・地方法人特別税・譲与税)

- 消費税率8%の段階において、地域間の税源の偏在性を是正し、財政力格差の縮小を図るため、法人住民税法人税割の一部を国税化して、新たに「地方法人税(仮称)」を創設し、その税収全額を地方交付税原資とする。
- また、平成20年度改正において、臨時的措置として導入されている「地方法人特別税・譲与税」については、1/3の規模を法人事業税に還元する。

その他の項目

新設

(1) 個人事業者に係る事業再生税制の創設(所得税、個人住民税)

拡充

(1) 小規模企業共済法の一部改正に伴う小規模企業共済制度の加入対象者の拡大(所得税・相続税・個人住民税)
(2) 小規模支援法の一部改正に伴う法人税非課税事業の対象となる小規模事業者の範囲の拡大(法人税・法人住民税・事業税)

延長

(1) 中小企業等協同組合法の一部改正に伴う所要の措置(異常危険準備金制度等への火災等共済組合の対象化)(所得税・法人税・個人住民税・法人住民税・事業税)
(2) 独立行政法人中小企業基盤整備機構の仮設施設整備事業に係る特別措置の延長(登録免許税・印紙税・不動産取得税・固定資産税・都市計画税)

廃止

(1) 小規模企業者等設備導入資金助成法の廃止に伴う所要の措置(法人税・印紙税・法人住民税・事業税)
(2) 中小企業等協同組合法の一部改正に伴う所要の措置(利子所得等に対する源泉徴収不適用措置の廃止)(所得税・個人住民税)

詳細は中小企業庁ホームページに掲載されています

<http://www.chusho.meti.go.jp/zaimu/zeisei/2013/131220ZeiseiKaisei.htm>

中央会だより 2

香川県外国人技能実習生受入組合連絡協議会がセミナーを開催

香川県外国人技能実習生受入組合連絡協議会は、2月21日、本会研修室(高松市)において、外国人技能実習生受入事業の適正な運営を図ることを目的にセミナーを開催し、組合関係者ら約50名が出席しました。

楠井芳則会長(香川県縫製品工業協同組合理事長)の開催挨拶の後、「技能実習生の賃金管理について」をテーマに香川労働局監督課二宮英樹氏より説明があり「割増賃金や精敏手当などに注意し、賃金管理を行ってほしい」と述べられました。引き続き「香川県内の外国人労働者の現状と職業紹介について」をテーマに香川労働局職業対策課久保田啓子氏・受給調整室川井泰昌氏より、「職業紹介責任者について講習期限が5年になっているので、忘れずに継続講習を受けて下さい」との説明がありました。

最後に、「技能実習生の入国・在留管理に関する指針(平成25年12月改訂)に伴う監査の実施方法等について」をテーマに、(公財)国際研修協力機構高松駐在事務所長藪内敏裕氏が「実習実施機関に対する監査は『管理団体による監査のためのチェックリスト』を活用し、3ヶ月に1回以上適正に実施していただきたい」と説明を行い、セミナーは終了しました。



▲講師 二宮英樹氏



▲講師 久保田啓子氏



▲講師 川井泰昌氏



▲講師 藪内敏裕氏

協会けんぽからのお知らせ

平成26年度の健康保険料率は据え置きますが
介護保険料率が変わります

- ⇒ 協会けんぽの健康保険料率については、昨年、健康保険法等が改正されたことを踏まえ、準備金を取り崩すことにより据え置きます。
- ⇒ 一方、介護保険については、介護給付費が年々増加していることに伴い、協会けんぽが負担しなければならない額(介護納付金)も増加し、このままでは700億円を超える赤字が見込まれるため、介護保険料率については**本年3月分(4月納付分)より**引上げをお願いせざるを得なくなりました。



※ 任意継続被保険者の方については、本年4月分から変更となります。

厳しい経済状況の中ではありますが、加入者・事業主の皆さまには、このようなご負担につきまして、何とぞご理解をいただきますようお願い申し上げます。



全国健康保険協会 香川支部
協会けんぽ

<http://www.kyoukaikenpo.or.jp/>

主要3指標は3ヶ月連続で改善

2014年1月

1月の県内景況は、前年同月と比べて業界の景況DI値は4.2ポイントで前月調査の0ポイントから4.2ポイントの改善となった。その他の主要指標のDI値においては、売上高DI値は20.8ポイントで前月調査の18.7ポイントから2.1ポイントの改善、収益DI値は-10.5ポイントで前月調査の-16.6ポイントから6.1ポイントの改善で、3ヶ月連続で主要3指標全てで改善となった。しかしながら全国的には、消費税増税前の駆け込み需要が一部業種では収束気味である等の指摘があり、さらに増税後の反動減を強く懸念するという報告が依然として多く見られ、引き続き予断を許さない状況。

香川県内の業種別DI値の変化 (対前年同月比)

	売上高	在庫数量	販売価格	取引条件	収益状況	資金繰り	設備操業度	雇用人数	業界の景況
製 造 業	食料品								
	繊維・同製品								
	木材・木製品								
	印刷								
	窯業・土石製品								
	鉄鋼・金属製品								
	一般機器製造業								
	輸送用機器								
その他									
非 製 造 業	卸売業						—		
	小売業						—		
	商店街						—		
	サービス業		—				—		
	建設業		—				—		
	運輸業		—					—	
	その他		—				—		
DI値(当月)	20.8	-2.8	10.4	-6.2	-10.5	-8.4	20	-4.2	4.2
DI値(前月)	18.7	5.6	10.4	-4.2	-16.6	-6.2	4	2.1	0

好 転	やや好転	変わらず	やや悪化	悪 化
30以上	10~30未満	10未満~▲10	▲10超~▲30未満	▲30以上

DI(ディフュージョン・インデックス)・・・前年同月と比較した企業の景況感を示す業況判断指数

計算式: (「増加」「好転」した組合数 - 「減少」「悪化」した組合数) / 有効回答組合数 × 100

※ただし、在庫総数についてはDI値マイナスの場合には好転、プラスの場合には悪化の方向とします。

※中央会では、県内の地区・業種を代表する中小企業組合の役員(19業種、48名)を情報連絡員として委嘱しており、本調査報告は、連絡員からの景況報告をもとに毎月集計しております。

業界情報

【食料品】

- 出荷高は対前年同月比91.4%。(調理食品)
- 新年を迎え、1月の業況はほぼ前年並みの売上状況であると推察されるが、2月、3月の売上を觀察しないといけない。当組合の生揚出荷数量の状況は前年同期比96.7%と減少傾向が続いている。本年度3月期の決算は相当厳しいものになることが予測される。原料のNon-GMO脱脂大豆、小麦は高値で推移している。(醤油)

【繊維・同製品】

- 今期の冬物商品はアパレル自体の業績が悪く、手袋は寒ければ売れる商品であったが、寒さにもかかわらず販売は低調であり、消費者の購買意識の変化が見られる。最終的に対前年比85%~90%に落ち着きそうである。(手袋)

【木材・木製品】

- 4月から消費税が8%に増税するため顧客が12月に比べて2~3%増加している。ただ4月以降の反動が大きいのではないかと危惧している。当組合では現在「オーブ家具」でファンド事業を活用し、同商品の製造、販売、販路の拡大を図っているが26年度も継続事業として取り組むことに決定した。(家具)
- 米材、輸入材の値上げ要求が確定しており、また林野庁の木材利用ポイント政策は26年度も継続され一安心である。(製材)
- 増税前の駆け込み受注が終盤になり、住宅着工戸数が伸び悩んでいる。(木材)

【印刷】

- 売上については前年比増加となるも、基調となるかは2月~3月の売上動向を待ちたい。要因としては官公庁よりの受注、大口先よりの受注増と様々であるが、消費税増税を見込んでの駆け込み受注であるかどうかは明確には判別できない。コスト面では印刷用紙の値上げが小ロット分、特殊用紙分などで進行している。(印刷)

【窯業・土石製品】

- 市況の改善が急務。仕事量が次年度後半の見込みが不透明なため、前半での改善が必要。(生コンクリート)
- 4月からの消費税増税の関係が、彼岸を前に組合員全体が忙しい状況のようである。(石材)

【鉄鋼・金属】

- 業界によっては値上げ交渉ができたとも聞いている。当業界では値下げはあっても、コストアップ分(電力・原材料・燃料他)を転嫁することは叶わず、自社努力を続けるのみである。(鍍金)

【一般機械】

- 建設用クレーン専門メーカーは北米の資源開発に加え、震災による復興需要が本格化しており、生産、売上ともに活発な生産活動を維持している。これらの波及効果によりクレーンに関連する中小部品加工業並びに一般機械製造業は受注が増えフル操業の状況である。中小規模の機械加工業においては急増する部品の加工量の消化は一転、技能労働者が不足し、納期に影響を及ぼしかねない状況である。求人により雇用の確保を進めているが採用できていない。技能労働者の確保が新たな問題として生じてきている。フェンス類製造業、建築用構造鉄骨は財政出動による公共工事、マンション建設が地方にも及び昨年同期に比べ新しい物件の受注が増え、生産量が回復してきた。ただ消費税増税後の動向によっては今後の仕事量に悪影響が懸念される。船用機関製造、エンジン部品加工、台板、船用压力容器製造は円安により、価格において受注増加となり仕事量は確保している。ただ、発注元からの低価格受注により仕事は確保したものの、利益を度外視した安値であるため採算的には大変厳しい状況である。2015年には大幅な円安の効果と省エネ技術開発の成果により、輸出に好影響が期待される。(一般産業用機械・装置)

【輸送用機器】

- 昨年は低操業でしたが、今年はLNG船やドリルシップの建造が予定されており人員も増え、操業度も上がる予定です。(造船)

【その他製造業】

- 4月に消費税の増税がある関係で、多少は注文が早くなっているように思われる。(回廊)
- 消費税増税を見越した駆け込み需要は一部の家具関係製造業者やウレタン塗布車

事業者には見られるものの、業界全般ではあまり大きな動きはない。(漆器)

- 1月の業況は建設業界などでは消費税増税前の駆け込み需要が増えていることですが、寝具業界ではその動きが見られません。金額的にも安いし、値下げをウリにしている商品なので税金が上がっても変わらないのではと消費者は考えているようです。増税分の利益を確保する商売を業界全体で考えないといけない。(綿寝具)

【小売業】

- 入荷量が極端に減っており、取引価格は高値が続いている。平均的に低温なので農家の人も出荷を差し控えているようだ。(青果物)
- 今年の冬は寒いと言われている割には灯油の売上数量は減少しているようで、各組合員より前年比10%あまりの減少との声も聞かれる。灯油の価格が前年に比べ上昇していることも影響していると思われるが、利便性から空調機器による暖房にシフトしているのではないかと。原油の値上がり、円安影響による卸売価格値上げに対する転嫁も終了して、前年同期に比べ収益的には好転している。(石油)
- 消費税増税前の駆け込み需要でテレビ、冷蔵庫、エアコンの販売が好調で、特に高額商品が売れている。太陽光発電の需要も単価は下がるものの順調に伸びている。問題は取付工事で、機器の入荷待ちで3月末まで完了できない。その他工コキュートも順調に売れており、2月~3月末までは消費税増税と電気料金アップ等で販売は伸びると思われ、特に2月は冬期オリンピック効果で4Kテレビに期待している。しかし市場規模は同じで、今売れているのは先売りに過ぎず4月からの落ち込みが心配である。(電機)

【商店街】

- 正月明けには多くの人出で賑わった。売上も例年の数割増で好調であったが、後半は尻すぼみで月単位でみると大きな伸びは無く終わった。増税前の駆け込み需要も高額品に限られ、今後も期待は薄い。株価も下がってきており、景気回復の実感には程遠い。(高松市)
- 新年早々は昨年度並みに行くと思われましたが、20日過ぎてからどの業種も売上が昨年度を下回りどうなっているのか首を傾げるばかりです。景気が回復しているのは大手企業ばかりで商店街はますます人通りも減るばかりで厳しい状況が続いております。当商店街のラーメン店が2月早々に撤退、今年も厳しい幕開けになりました。(高松市)
- 寒さの影響もあってか、人通りは格段に少なかった。消費税増税の駆け込み需要の声は商店街ではほとんど聞かれない。円安による原材料価格高騰の影響も、全く聞かない。(丸亀市)

【サービス業】

- 店舗、住宅の内装が増加している。仕事量はあるものの、価格が見合わない。人手不足の状況が一部組合員で見られるが総体ではやはり景況好転とは言えないかもしれない。(ディスプレイ)
- 1月に入り、対前年比のみならず前々年比も下回る苦境です。(旅館)
- コンスタントな操業が続いており、人材の新規確保に動きつつある。(情報)

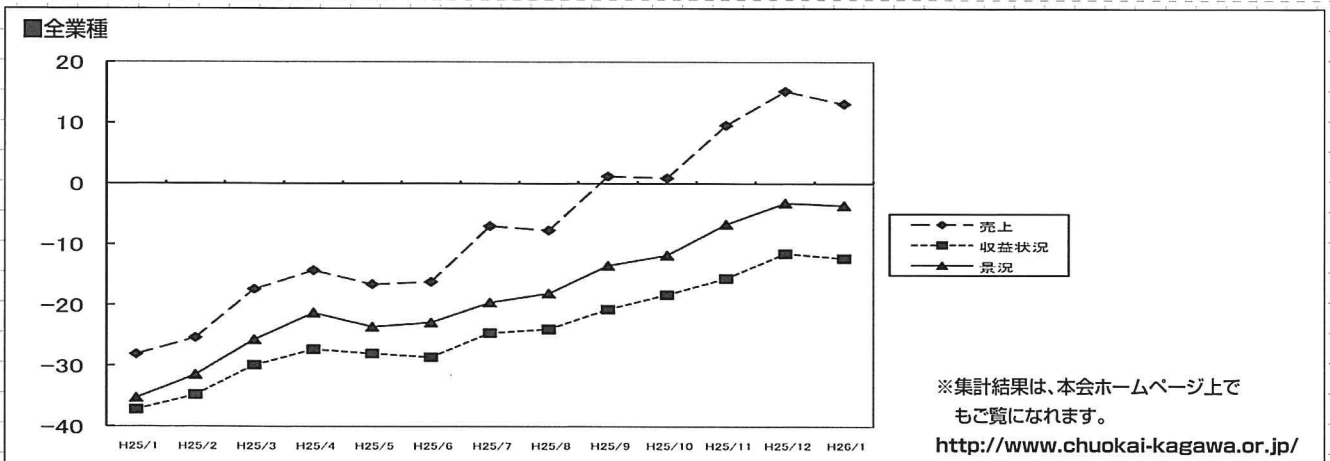
【建設業】

- 公共工事の全国的な増加に伴う技能労働者不足及び資材の高騰が深刻な状況。公共工事の先行きが不透明なため、新規採用には慎重な事業所が多い。(総合建設)

【運輸業】

- 地方は景気の回復が遅れているためか、運賃収入、輸送人員とも減少傾向に歯止めがかからず、依然として厳しい経営状況が続いている。また、12月に引き続き燃料のLPG価格が上昇し、経営を一層厳しくしている。(タクシー)
- 12月分の高速道路通行料金利用額の対前年同月比は9.8%増と9ヶ月連続で増加した。総利用車数は対前年同月比9.7増加した。(トラック)
- 年末は消費税アップの駆け込み需要が影響しているのか、例年以上に輸送需要が増した。ただ、多くの区域事業者は企業物流(単一企業との取引)が多く、輸送量増大も取引企業によって差が大きい。多種多様な輸送を扱う特別積合事業者はやはり前年比増となっている。ドライバー不足、燃料高騰問題は従前と同じだが、消費税アップに駆け込み需要を期待したい。(貨物)

全国集計による主要3指標(DI)の推移(対前年同月比)



商工中金だより

独立行政法人日本貿易保険(NEXI)と連携し、「NEXI貿易保険付債権譲渡担保融資」制度の取扱いを行っています。

【「NEXI貿易保険付債権譲渡担保融資」制度】

貸付対象者	以下の2点を充足される方 ①NEXIの貿易保険が付保された輸出代金債権を保有する法定中小企業 ②商工中金の株主となって頂いている中小企業団体とその構成員の皆様 ◆中小企業等の皆さまで、現在中小企業団体の構成員になられていない方は最寄りの商工中金各支店にご相談下さい。				
貸付形式	手形貸付	資金用途	運転資金	貸出通貨	日本円、米ドル
貸付条件	【貸付金額】(日本円)輸出代金債権額を上限(米ドル)100千ドル以上、且つ、輸出代金債権額を上限とする 【利率】当金庫所定の利率 【利払方法】(日本円)一括前払い、(米ドル)一括後払い 【貸出期間】担保とする輸出代金債権の決済期日とする(原則1年未満) 【償還方法】期限一時				
担保	①債権譲渡禁止特約がない輸出代金債権 ②NEXI貿易保険保険金請求権				
保証人	必要に応じて提供いただきます				
その他	融資に際しては当金庫の審査が必要となります。審査結果によってはご希望に添えない場合がございますので、予めご了承下さい。				

なお、詳細につきましては、商工組合中央金庫 高松支店までお問い合わせ下さい。

【お問い合わせ先】
株式会社商工組合中央金庫 高松支店
〒760-0052 高松市瓦町1-3-8
TEL.087-821-6145
FAX.087-851-6074

日本政策金融公庫だより

● 中小企業事業からのご案内 ●

下記掲載は貸付制度の一部ですので、詳しくは日本政策金融公庫 高松支店 中小企業事業までお気軽にお問い合わせください。

融資制度	融資限度額	融資利率	特別利率限度額	融資期間(最長)	融資制度	融資限度額	融資利率	特別利率限度額	融資期間(最長)
新事業育成資金(固定金利型)	6億円	特別利率③ ただし、6年目以降は 基準金利+0.2%	6億円	設備 15年 運転 7年	地域活性化・ 雇用促進資金	7億2千万円	特別利率①②③	5億4千万円	設備 20年 運転 7年
新事業活動促進資金(固定金利型)	7億2千万円	特別利率①③	2億7千万円	設備 20年 運転 7年	環境・エネルギー 対策資金	7億2千万円	特別利率①②③ 特許工率	4億円	設備 15年 運転 7年
IT活用促進資金	7億2千万円	特別利率①②	2億7千万円	設備 15年 運転 7年	経営環境変化 対応資金	7億2千万円	基準利率 (※)	—	設備 15年 運転 8年
企業活力強化資金	7億2千万円	特別利率①②③	2億7千万円	設備 20年 運転 7年	事業再生支援資金	7億2千万円	基準利率+2.5% 基準利率+1.0%	—	設備 10年 運転 5年
海外展開資金	7億2千万円	基準利率 特別利率②	2億7千万円	設備 15年 運転 7年	企業再建・ 事業承継支援資金	7億2千万円	基準利率 特別利率①③	2億7千万円	設備 20年 運転 15年

(※)長期運転資金に限り、上限3%

(注)同一貸付でも、信用リスクや融資期間により、適用利率が異なります。融資利率等の詳細は日本政策金融公庫HPをご覧ください。

● 国民生活事業からのご案内 ●

融資制度内容

経営環境変化資金(セーフティネット貸付) ~最大0.6%引下げ~

ご融資の対象	社会的、経済的環境の変化により、一時的に売上や利益が減少する等、業況が悪化している方
ご融資限度額	4,800万円 [生活衛生セーフティネット貸付(運転資金のみ)の融資限度額は5,700万円です。]
ご融資利率	基準利率(1.45%~2.75%) ただし、運転資金のうち次に掲げる要件に該当する場合は、それぞれに定める利率が適用されます。 ①雇用の維持又は拡大を図る場合は、「基準利率▲0.2%」 ②次のすべての要件を満たす場合は、「基準利率▲0.4%」 (イ) 認定経営革新等支援機関又は公庫の経営指導を受けて事業計画を作成すること (ロ) 最近の決算期において、借入負担が重く経営の改善に迫れていること

IT資金(企業活力強化貸付) ~情報化の推進を図るみなさま~

ご融資の対象	情報化の推進を図るみなさま(情報技術の活用により業務方法などの経営革新を図ろうとする方など)
お使いみち	①コンピュータ(ソフトウェアを含みます) ⑤関連設備(LANケーブルや電源装置など) ②周辺装置(モデムなどの通信装置など) ⑥デジタルコンテンツ関連設備(デジタル撮影・録音機器など) ③端末装置(多機能情報端末など) ⑦関連建物・構築物 ④被制御設備
ご融資限度額	7,200万円(うち運転資金4,800万円)
ご融資利率	基準利率(1.45%~3.75%) 特別利率A(1.05%~3.35%) 特別利率C(0.55%~2.85%) 特定の目的に使用される設備を取得する資金については特別利率Cが適用されます

※利率は平成26年2月13日現在です ※お使いみち、ご返済期間、担保・保証人の有無等により異なる利率が適用されます。 ※ご相談の結果、お客様のご希望にそえないことがあります。

株式会社 日本政策金融公庫 高松支店 URL:<http://www.jfc.go.jp/>

中小企業事業
〒760-0023 高松市寿町2-2-7 いちご高松ビル3階
TEL:087-851-9141 FAX:087-822-1423

国民生活事業 融資相談係
〒760-0023 高松市寿町2-2-7 いちご高松ビル2階
TEL:087-851-0198 FAX:087-822-9274

育児・介護休業法について

平成24年7月1日より、これまで適用が猶予されていた以下の制度が従業員が100人以下の事業主にも適用になっています。

①短時間勤務制度

②所定外労働の制限

③介護休暇

①短時間勤務制度(所定労働時間の短縮措置)

事業主は3歳に満たない子を養育する従業員について、従業員が希望すれば利用できる、短時間勤務制度を設けなければなりません。

②所定外労働の制限

3歳に満たない子を養育する従業員が申し出た場合には、事業主は、所定労働時間を超えて労働させてはなりません。

③介護休業

要介護状態にある対象家族の介護その他の世話をを行う従業員は、事業主に申し出ることにより、対象家族が一人であれば年に5日まで、2人以上であれば年に10日まで、1日単位で休暇を取得することができます。

詳しくは下記までお問い合わせ下さい。

■お問い合わせ先

香川県中小企業団体中央会 連携支援部(丸山、高橋、高國)TEL087-851-8311

中小企業大学校 研修の御案内

タイトル キャッシュを生み出す最適在庫管理

- 日 時 平成26年4月22日(火)～4月24日(木)
- 会 場 中小企業大学校 関西校
- 対 象 者 管理者(課長クラス)、新任管理者(新任課長、その候補者)
- 受 講 料 31,000円(税込)
- 定 員 30名
- 特 色 ①営業管理者として「これだけは身につけたい」基本スキルとその実践法を学びます。
②営業管理者としての自身の理想像と、努力目標を検討します。
③受講者同士でお互いの悩み・不安や経験談などを共有するために、ディスカッションを行います。

●お問い合わせ先

中小企業基盤整備機構近畿支部

中小企業大学校関西校

兵庫県神崎郡福崎町高岡

TEL.0790-22-5931

※詳細情報

<http://www.smrj.go.jp/inst/kansai/list/details2014/085649.html>

BOOK RANKING 県内ベストセラー



順位	書名	著者	出版社/定価
1	迷わない。	櫻井 よしこ	文藝春秋/840円
2	中国嫁日記3	井上 純一	KADOKAWA/998円
3	面倒だから、しよう	渡辺 和子	幻冬舎/1,000円
4	呆韓論	室谷 克美	産業新聞出版/924円
5	学年ビリのギャルが1年で偏差値を40上げて慶応大学に現役合格した話	坪田 信貴	KADOKAWA/1,575円

香川県書店商業組合調べ

ご活用ください。 産業雇用安定センター

（当センターは、厚生労働省と経済・産業団体の協力により設立された公益法人で、「失業なき労働移動」実現において、全国ネットで出向・移籍等の支援業務を行っています。）

会社間の人材移動

雇用の拡大

事業の拡大・組織の強化等

雇用の縮小

事業の再編・縮小・閉鎖等

無料の職業紹介

情報提供・相談・斡旋の
費用はかかりません。

- 人材の受入（途中採用）や人材の送出（雇用調整による再就職支援など）をご検討の企業様からのご相談をお待ちしています。
- 離職を余儀なくされる方に、ご希望をお聞きし求人開拓を行い再就職のお手伝いをいたします。

●お問い合わせは



公益財団法人 産業雇用安定センター 香川事務所

〒760-0023 香川県高松市寿町2丁目4-20（高松センタービル8階）

TEL.087-851-1011

ご利用時間

9:00~17:00

FAX.087-851-1014

（土・日・祝日は除く）

